

1 保有個人情報の開示の請求をすることができる者

【解釈】

- (1) 実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。

保有個人情報とは、実施機関の職員が作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとは、個人情報とその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保管されている状態のものをいう。

商品の販売業者としての商号、屋号等の名称、主たる事務所の所在地等当該情報が明らかに事業に関する情報であると認められるものについては、個人情報には含まれない。

- (2) 未成年者とは成年（満20歳）に達しない自然人をいい、その法定代理人とは、1次的には親権者、2次的には未成年後見人である。成年被後見人とは、後見開始の審判を受けた者をいい、その法定代理人とは、成年後見人である。

未成年者又は成年被後見人本人が開示請求をすることが妨げられるものではない。また、未成年者の親権者による請求権の行使については、父母それぞれが単独で行うことができる。

2 請求の方法

【趣旨】

開示請求は、開示請求者の権利の行使として、保有個人情報の開示・不開示の決定という行政処分を法的に求める手続であり、場合によっては、不服申立てや抗告訴訟につながることも予想されるものであるから、事実関係を明確にしておく必要があるため、条例第25条の特例の場合を除き、請求の手続は書面で行わなければならないことを定めたものである。

ファクシミリや電子メールによる請求については、誤送信の危険性があること、到達の確認手段が確立していないこと、本人確認が不可能であること等から認めない。

【解釈】

開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項とは、開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称、記録されている公文書の名称等、実施機関の職員が開示請求に係る保有個人情報を識別しうる程度の記載をいう。

【運用】

- (1) 本人であることを示す書類は、アに掲げるもの1点、イに掲げるもの2点以上又はイに掲げるもの1点以上及びウに掲げるもの1点以上を提示させ、又は提出させる。

ア 運転免許証、旅券、写真付き住民基本台帳カード又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書（氏名及び発行機関の名称が記載されているもの。例えば、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規

定する合格証明書，身体障害者手帳，療育手帳などがある。）

イ 国民健康保険，健康保険，船員保険若しくは介護保険の被保険者証，共済組合員証，国民年金手帳，国民年金，厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書，共済年金若しくは恩給の証書，住民基本台帳カード（写真なし）又は保有個人情報開示請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ウ 学生証，法人が発行した身分証明書（国又は地方公共団体の機関が発行したものを除く。）又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（イに掲げる書類を除く。）で，写真を貼り付けたもの

- (2) 法定代理人であることを示す書類は，戸籍謄本・抄本，住民票の写し，登記事項証明書，家庭裁判所の証明書その他の書類であって，本人が未成年者又は成年被後見人であること及び開示請求をしようとする者が法定代理人であることを確認することができる書類を提示させ，又は提出させる。

なお，法定代理人が請求する場合は，上記の書類に併せて，法定代理人に係る の書類の提示又は提出が必要である。

- (3) 郵送により開示請求をする場合は， の書類に併せて住民票の写し（複製したものは不可，30日以内に作成されたものに限る。）を請求書に同封して郵送させる。

3 開示しない情報

3 - 1 法令等若しくは徳島市議会会議規則の規定により又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示等により，開示することができないと認められる情報

【解釈】

- (1) 法令等とは，法律，政令，府令，省令その他国の機関が定めた命令と条例をいう。
- (2) 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示等とは，国の機関（各大臣，各省庁等）から法律上又はこれに基づく政令を根拠としてなされる指示その他これに類する行為であって，開示してはならない旨が具体的に示されているもので実施機関が従う義務のあるものをいう。具体的には，地方自治法第245条の7の規定による第1号法定受託事務に関しての是正の指示，同法第245条の9の規定による第1号法定受託事務を処理するに当たって準拠すべき基準として各大臣が定めたもの等により不開示とされている情報等が該当する。

3 - 2 開示請求に係る保有個人情報の本人の生命，健康，生活又は財産を害するおそれがある情報

【解釈】

カルテ等の開示請求のように，仮に本人が治療困難な疾病に罹患していたときに，その事実が記載されたカルテ等が開示されることによって，当該本人の健康・精神状態に悪影響を及ぼすおそれがある場合等が考えられる。

3 - 3 開示請求者（法定代理人による開示請求にあつては，開示請求に係る保有個人情報の本人をいう。以下この項において同じ。）以外の個人に関する情報であつて，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある

もの。ただし、次に掲げる情報を除く。

【解釈】

- (1) 「個人に関する情報」とは、死者を含む自然人に関するすべての情報をいい、次に掲げるようなものをいう。
 - ア 戸籍的事項に関する情報（氏名，住所，本籍等）
 - イ 経歴等に関する情報（学歴，職歴等）
 - ウ 心身に関する情報（既往歴，健康状態等）
 - エ 財産状況に関する情報（財産，所得等）
 - オ 能力，成績等に関する情報（学業成績，勤務成績等）
 - カ 思想，信条等に関する情報（思想，支持政党，信仰等）
 - キ 個人別に付された番号に関する情報（住民基本台帳コード，口座番号等）
 - ク その他個人の生活に関する情報（家族構成，居住状況等）
 - ケ 映像・音声記録で識別できる情報（録画物・録音物等）
- (2) 「特定の個人を識別することができる」とは、上記に掲げる情報等により、特定の個人を明らかに識別することができ、又は識別され得る可能性があるものをいう。
- (3) 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。ここにいう「他の情報」とは、公知の事実（一般の社会人がその存否の確実なことについて少しも疑いをはさまない程度に知れ渡っている事実のこと）や図書館等で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報をいい、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報は含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点から、より慎重な判断が求められる場合がある。
- (4) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ」とは、未発表の著作物や反省文のように、個人識別性のある部分を除いて開示しても、なお財産権や個人の人格といった個人の正当な権利利益を害するおそれをいう。
- (5) ただし書については、下記3 - 3アから3 - 3ウまでを参照のこと。

3 - 3ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

【解釈】

- (1) 「法令等の規定により」とは、開示請求者が常にその情報を入手することができることを定めている場合をいい、期間の制限や目的による制限がある場合は含まない。
- (2) 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠はないが、事実上の慣習として一般に公表されている又は公表することが予定されている情報をいい、これらの情報は、開示しても一般に個人の権利利益を侵害するものではないと認識されるもの又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるとしても軽微なものの範囲にとどまると考えられるものであり、次のようなものが考えられる。
 - ア 被表彰者の氏名等
 - イ 公表することを目的として作成された情報
 - ウ 当該個人が公表されることについて了承し、又は公表されることを前提として提供し

た情報

エ 開示請求者自らが記載して実施機関に提出した申請書等に記載された世帯の状況等のように当然知り得ている情報

3 - 3イ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報

【解釈】

- (1) 開示請求者以外の個人の情報を開示することにより保護される人の生命，健康，生活又は財産上の利益と，不開示とすることにより保護される当該開示請求者以外の個人の権利利益とを比較衡量してなお開示することが必要であると認められる情報をいう。その判断は，個別の事案に応じて慎重に比較衡量した上でなければならず，その理由も客観的で妥当なものでなければならない。
- (2) 「保護するため」には，人の生命等に現実に被害が発生している場合に限らず，将来的に侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

3 - 3ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。），独立行政法人等の役員及び職員，地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより，当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては，当該部分を除く。）

【解釈】

- (1) 「職」とは，当該公務員等の属する組織の名称と職名（役職名及び補職名を含む。）をいう。
- (2) 「当該職務遂行の内容に係る情報」とは，公務員等が属する機関の一員として，その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。住所，電話番号，学歴，職歴，給与，健康状態，家族構成等明らかに当該公務員等の個人に関する情報や，勤務態度，勤務成績，勤務評価，処分歴等職務に関する情報のうちその身分取扱いに関する情報は該当しない。
- (3) 「当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより，当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれ」とは，氏名が開示されたことにより，当該公務員等が犯罪に巻き込まれるおそれがある等公務員等の生命・身体に危険が及ぶおそれをいう。

なお，「不当に害するおそれ」とは，開示のもたらず支障又は影響が見過ごし得ない程度であり，かつ，単に確率的なものではなく，法的に保護される蓋然性が客観的に認められるものをいう。

3 - 4 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。

【解釈】

- (1) 「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは，事業内容，事業用資産，事業所得等の事業活動に直接関係する情報をいい，その事

業と直接に関係しない個人に関する情報（例えば事業を営む個人の家族構成や法人に勤務する個人の情報等）は、この号に該当せず、第3号の個人情報で判断する。

(2) 「権利」とは、単に財産権的なものだけではなく、集会・結社の自由や表現の自由のような憲法上の権利（自由権）を含めた法において保護されるべき権利一般をいう。

(3) 「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のようなものをいう。

ア 生産活動、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が害されるおそれがあるもの

イ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が害されるおそれがあるもの

ウ 経営内容、資産内容等の信用に関する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が害されるおそれがあるもの

エ その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が害されるおそれがある情報

(4) ただし書の解釈は、3 - 3イの解釈に同じ。

3 - 5 市の機関及び国等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【解釈】

(1) 「市の機関」は、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか附属機関等を含む市のすべての機関をいう。

(2) 「国等の機関」とは、国、都道府県及び他の市区町村のすべての機関並びに独立行政法人等のすべての機関をいう。

(3) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関及び国等の機関の内部又は相互間で行われる審議等に関連して作成し、又は収集した情報をいう。具体的な意思決定の前段階での自由討議や意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、有識者等による研究会における資料等がこれに該当する。

(4) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により率直な意見の交換が妨げられ、中立の立場での意思決定が不当に損なわれるおそれをいう。

(5) 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実確認が不十分な情報等を開示することにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。

(6) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報を開示したり、事実関係の確認が不十分な情報を開示することにより、投機を助長する等して、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれをいう。

(7) 「不当に～おそれ」の解釈は、3 - 3ウの解釈に同じ。

3 - 6 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，市の機関又は国等の機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市，国若しくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【解釈】

- (1) 「事務又は事業に関する情報」には，事務又は事業に直接使用する目的で，市の機関等が作成し，又は取得した情報のみならず，これらに関連して作成し，又は取得した情報も含まれる。
- (2) 「当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」とは，当該事務又は事業に関する情報を開示することにより生じる利益と，開示することにより生じる支障とを比較衡量して，なお支障が見過ごし得ない程度となるものをいう。
ここにいう「支障」の程度は，名目的なものでは足りず，実質的なものが求められ，「おそれ」の程度も単なる確率的な問題ではなく，法的保護に値するだけの蓋然性が客観的に認められるものが求められる。
- (3) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ」とは，監査等が，いずれも事実を正確に把握し，その事実に基づいて評価・判断を加えて一定の決定を行うことがあるという事務の性質上，例えば監査等の対象，実施期日，調査事項等の詳細な情報や試験問題のように，事前に開示されると適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり，違法とまではいかないが妥当ではない行為を助長したり，巧妙に行うことで隠ぺいがしやすくなる等のおそれをいう。また，事後であっても，違反事例等の詳細記録のように，開示されると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるものも該当する可能性がある。
- (4) 「市の機関又は国等の機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは，例えば，入札予定価格を開示することにより，公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり，財産上の利益が損なわれたり，交渉や争訟の対処方針等を開示することにより，当事者として認められるべき地位を不当に害されたりするおそれをいう。
- (5) 「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」とは，知的所有権に関する情報，調査研究の途中段階の情報等で，一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く住民に提供する目的を損ね，特定の者に不当な利益や不利益を及ぼしたり，試行錯誤の段階のものについて，開示することにより，自由な発想，創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ，減退する等，能率的な遂行を不当に阻害するおそれをいう。
- (6) 「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは，勤務評定や人事異動，昇格等の人事構想を事前に開示することにより，公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれをいう。
- (7) 「その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」とは，市，国若しくは他の地方公共団

体が経営する企業，独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業について，企業経営という事業の性質上，第4号の法人情報と同様の考え方で，その正当な利益を害するおそれをいう。ただし，「正当な利益」の範囲については，公的性格が強い公営企業等と，第4号の法人等とは，まったく同じというわけではなく，個別の業種等に応じて判断する必要がある。

3 - 7 開示することにより，人の生命，健康，生活又は財産の保護，犯罪の予防，犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

【解釈】

公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれとは，開示することにより，テロ等の人の生命等への不法な侵害や特定の建造物又はシステムへの不法な侵入や破壊を招く等の犯罪を誘発し，又は犯罪の実行を容易にするおそれや，開示することにより，捜査機関が公訴の提起等のために犯人及び証拠を発見・収集・保全することの行為を妨げるおそれ等公共の安全と秩序を維持する諸活動が阻害され，又は適正に行われなくなるおそれをいう。

3 - 8 個人の評価，診断，判定，選考等に関する情報で，本人に開示しないことが正当と認められるもの

【解釈】

- (1) 評価，診断，判定，選考等には，ここに列挙したもののほか，推薦等これらに類するものを含む。また，実施機関が行う評価，診断等に関する個人情報のほか，実施機関以外のものが行うものも含まれる。
- (2) 正当と認められるとは，開示することにより，個人に対する評価，判断等を伴う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが客観的に認められる場合のように，開示しないことが正当であると認められることをいう。当該本人の不利益となるかどうかによって判断するものではない。